

★相続税調査の大本命、「配偶者名義の財産」

相続税申告のお手伝いをしておりまして、ご主人様のご相続で、奥様（専業主婦）名義の多額の預金や有価証券に遭遇することが少なくありません。そして、これらの財産にも相続税がかかることがあるとご説明申し上げますと、ほとんどの方は大変驚かれます。しかし、気付かないでそのままにしておいたりすると、後々の調査で大変なことになりかねません。

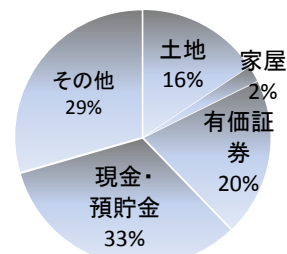
●平成21年度相続税調査の実態より

相続税調査実地件数13,863件のうち、申告漏れ等は11,748件。

中でも、金融資産（現金・預金と有価証券で53%）の申告漏れが圧倒的に多いことがわかります。

また、金融資産の申告漏れを指摘される場合、亡くなられた方の配偶者をはじめとするご家族名義の預貯金・有価証券などは、必ず調査の対象となってきます。

＜申告漏れ財産の内訳＞



●夫婦共同で形成した財産、その一部は妻のもの？

相続税では夫婦の財産関係は、民法第762条の「夫婦別財産制」の考え方に基づいています。

これによると、**妻が結婚前から所有している財産と結婚中に妻の名前で取得した財産のみが妻固有の財産**となります。一般的に専業主婦の場合には、結婚前の仕事により形成した財産、結婚時の持参金、実家の相続で取得した財産、本人の年金などが妻固有の財産と考えられます。

逆に夫側から見ると、夫が結婚前から所有している財産と結婚中に夫の名前で取得した財産は夫固有の財産です。したがって、夫が働いて得た財産は、たとえ妻の名義になっていようとも、下記の「**贈与**」によるもの以外は夫固有の財産であり、夫の相続財産となるのです。

●専業主婦の奥様名義の預金（出金元はご主人様）、相続税申告時には計上せず、調査で指摘されたらどうなる？

①その預金が夫からの「**贈与**」により取得したものである場合

贈与された時点で夫の財産から妻の財産になります。したがって、夫の相続財産には該当せず相続税は課税されません。また、調査時点で贈与時から7年を経過している場合には贈与税も時効、ということになります。（本来は、基礎控除を超える贈与の場合には贈与税申告が必要です。）

②上記①以外の場合

夫の財産として相続税が追徴課税され、増差税額にはペナルティ（約10%～15%、意図的に隠していたなど悪質な場合は35%）が加算されます。

●過去の「贈与」を認めてもらうには？

「妻名義の財産は過去に夫からの贈与で取得したもの」と言ってしまうのは、全てが上記①の一件落着パターンに収まるのでしょうか？実は、調査で「**贈与**」を立証するには次のようなポイントがあります。

＜その贈与、民法上の贈与ですか？＞

贈与とは、民法549条に定められており、あげる人の贈与の意思とともに、もらう人の承諾が必要な契約（諾成契約）です。したがって、夫が妻名義で預金をしたり有価証券を購入していても、妻がその存在を知らない場合には、贈与は成立していないことになります。

＜贈与された財産は、もらった人自身が運用管理していますか？＞

妻の名義の財産であっても、実際の所有者は、その財産を自由にできた人です。

通帳・証書・印鑑の保管・管理を夫がしていたり、利息や配当金が夫の口座に入金されていたり、元金や利息などを夫が使っていたりした場合は、妻の自由になる財産とは言えず、真の所有者は夫ということになります。

※その他、次のような場合にも注意が必要です。

夫婦の銀行届出印が同じになっている、入金伝票の筆跡が預金名義者のものでないなど

●配偶者に対する配慮もあります

ここまでお話しすると、税制は、専業主婦の子育てや家事などによる夫の財産形成への貢献を軽視していると感じられるかもしれませんが、相続税や贈与税には配偶者に対する配慮もあります。

相続税では、配偶者が相続した遺産のうち法定相続分（その金額が1億6千万円未満の場合は1億6千万円）に対応する税額は控除されます。贈与税でも配偶者に対する2千万円までの居住用不動産の贈与は非課税としています。

（池田佳代子）